

ホストタウン構想について

ホストタウン構想とは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、政府全体で推進している取組みのことです。

地域住民と大会参加国等との交流計画を策定した自治体は、一定の手続きを経て、「ホストタウン」として登録を受けることができます。

～ ホストタウン構想について（参考）～

※ホストタウン構想推進要綱（内閣官房：抜粋）

第1 目的

ホストタウン構想は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

第2 定義

本要綱において、ホストタウンとは、第1に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン

第3 登録の手続き

- (1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 交流の相手国に関する内容
 - イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
 - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容
 - エ その他交流の実施に必要と認められる事項
- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。

（以下略）